

漁業法第32条第2項の規定に基づき兵庫県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針

第1 くろまぐろ（小型魚）

くろまぐろ（小型魚）（第1において単に「くろまぐろ」という。）に係る漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告の運用は、次の1から2までに定めるとおりとする。

1 法第32条第2項第1号に掲げる場合

(1) 法第32条第2項第1号に掲げる場合において、知事が行う勧告は、次の表のとおりとする。

知事管理区分におけるくろまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	知事が当該知事管理区分においてくろまぐろの採捕をする者に対してする勧告の内容
70パーセントを超えるおそれがあると認めるとき	今後、法第33条第2項第1号の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、操業の自粛、生存個体の再放流、くろまぐろ（小型魚）の採捕はやむを得ない混獲のみとする等の措置により、漁獲量を最小限に留めるよう勧告

(2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

2 法第32条第2項第2号に掲げる場合

(1) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、知事が行う勧告は、次の表のとおりとする。

くろまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいてくろまぐろの採捕をする者に対してする指導の内容
70パーセントを超えるおそれがあると認めるとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれが大きい場合に該当し、今後、法第33条第2項の規定に基づく採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕を抑制するように勧告

- (2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合はこの限りではない。

第2 くろまぐろ（大型魚）

第1の規定は、くろまぐろ（大型魚）に係る法第32条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告について準用する。

附則

（施行期日）

- 1 この指針は、令和3年4月1日から施行する。